



NNA (THAILAND) CO., LTD.

23/61 Sorachai Building 18 Floor, Sukhumvit 63 Road, North Klongtan, Wattana, Bangkok, 10110 Thailand  
Tel : 02-392-0475 Fax : 02-392-0479 E-mail : sales\_th@nna.asia

MCI(P) 099/03/2021

# 最低法人税率、東南アに不利 投資の「国内回帰」強まる見方も

日米欧の先進7カ国(G7)の財務相会合は今月5日、各国共通の最低法人税率を15%にすることで合意した。アジア各國は法人税率を引き下げることで投資を誘致してきた経緯があり、日系企業の今後の投資に影響を与えることになりそうだ。最低法人税率が設定されれば、海外投資は内需が大きい中国などに集中する可能性があるほか、日本への回帰が強まり、東南アジアには不利になるとの見方もある。



G7が各国共通の最低法人税率を定めたことで、アジアへの投資にも影響が出そうだ。写真はG20財務相・中央銀行総裁のテレビ電話会議後に記者会見する麻生財務相（左）と日銀の黒田総裁＝7日、東京（共同通信）

国が税率を決める「課税主権」は「各國の主権そのもの」と言われ、他国の干渉を受けることがない分野だ。統合が進んでいるEUでも、法人税率は統一されていない。この意味で各国共通の法人税率が合意されたことは、歴史的といえる。最低法人税率を設定することで、「G A F A」(グーグル、アップル、フェイスブック、アマゾン)と呼ばれる米国のグローバルテクノロジー企業を念頭に、タックスヘイブン(租税回避地)の利用を制限し、各国の税収を増やす狙いがある。また、投資誘致を目指す各國による法人税率の「引き下げ競争」の流れに歯止めをかけたい考えだ。

統計サイトのスタティスタがまとめた2020年時点の「アジア法人税率ランキング」では、日本が30.62%と最も高く、フィリピンやインドが30%、インドネシアやミャンマー、韓国が25%、マレーシアが24%、ベトナムやタイが20%となる。主要国の中では、シンガポールの17%が最も低い部類だ。

アジアでは日本以外はG7に属していないものの、実質的に国際的な拘束力が今後に生まれることは確実な情勢。各種のインセンティブや投資優遇策が適用されることで、実質的な法人税率が15%を下回るケースが増えるようになると、米国をはじめとする大国から批判を受ける事態になりかねない。場合によっては米中貿易摩擦で見られたような、報復関税措置がとられる可能性もある。G7による発表後、インドネシアや南アフリカ共和国、メキシコが合意に対する支持を表明。シンガポールのローレンス・ウォン財務相も「国際ルールに従う」との見解を示した。タイのプラユット首相は、最低法人税率の自国経済への影響について、調査を指示した。

## 中国が圧倒的な優位に

「最低法人税率が設定されることは、米国や中国、日本にとって有利であり、東南アジア各國にとって投資誘致の観点では不利となる」。アジア太平洋地域を中心に展開する「One Asia Lawyers」の藪本雄登氏(共同創業者、タイ事務所代表)はこうした見方を示す。同氏によれば、シンガポールや香港、アイルランドといった国は、規制の緩さ、インフラや治安などに加えて、法人税・個人所得税の低さを魅力に、外国企業を誘致することで輸出型産業を発展させてきた。法人税率の魅力が薄まれば、特に輸出志向企業にとって投資や拠点を維持するインセンティブが減退することになる。

日本の大手企業はアジアで、特定事業向けの税制恩典や研究開発投資に対する減税などを受けていた。その差が数%ということであれば、日本から投資する、または、アジア地域に拠点を維持するインセンティブが減退すると指摘する。

続するのではないかと予想する。

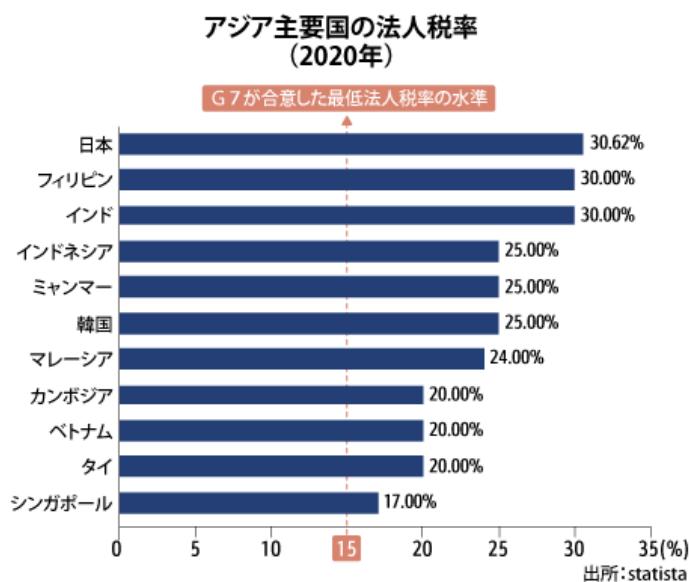
## 日系企業、東南アで投資優遇への期待高く

企業が外国に投資する際には法人税以外にも、優秀な人材や人件費、産業インフラ、現地のマーケットなど多くの要素が勘案される。国際協力銀行（J B I C）の調査では、有望国の理由として日系の製造業が「投資にかかる優遇税制がある」と回答する比率は、それほど高くない。タイとベトナム、フィリピン、インドネシアでは 1.1～11.4% にとどまる。「現地マーケットの今後の成長性」が 42.3～69.6% であるのと比較すると、日系企業は法人税率を他の要素ほど重視しているわけではない。

みずほリサーチ＆テクノロジーズの主任エコノミスト、松浦大将氏は「現地のマーケットが成長するのであれば、投資は継続していく」とした一方、「東南アジアでは他地域に比べ、投資に対する優遇策への期待が高い」と指摘する。「税制優遇の分も含めて最低法人税率 15% の線引きをするのであれば、東南アジアへの投資にも一定程度の影響が出る可能性はある」とみる。

藪本氏は今後の投資誘致を左右する要素として、「次世代産業の規制緩和」と「次世代の産業インフラ」が重要と話す。タイは産業の高度化政策「タイランド 4.0」を推進し、次世代型の産業育成に取り組んでいる。同氏は「タイランド 4.0 は、別の言い方をすると、全世界に向けて外需を取り込むための投資奨励戦略策とも言える」とし、「各国は付加価値の高い輸出志向型産業を誘致するため、法人税率の引き下げ競争を展開してきたが、今後は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、内需型産業については自国企業を優先する傾向が強まり、外貨を獲得する外需型の産業については外国企業を誘致する競争は激化する」と予想する。

その意味では、規制緩和が有効な手段となるとみる。藪本氏は「タイ、インドネシア、フィリピンなどの東南アジアで比較的大きな内需を抱える国は、内需拡大の経過の中で、規制と利権がひも付いている。利権の壁は強大で険しく、短期間での規制緩和の実現は相当難しいのでは」との考えを示している。



藪本氏は「IT やフィンテック、ロボティクス、創薬・製薬などの高付加価値型の輸出志向企業は、全世界どこでも事業展開が可能なビジネスモデルとなっている傾向がある」とし、「最低法人税率が設定され、法人税の差がなくなれば投資が集まるのは、(1) 対象国の内需に大きな魅力がありながら、(2) 規制緩和が可能であり、(3) 全世界に輸出がしやすい国・地域」と予想する。これらの点を踏まえると、巨大な内需を抱える中国が圧倒的有利になる。例えば、中国の海南島では自由貿易港に関する基本法が制定され、大湾区での規制緩和が進む予定となっている。さらに同地域は巨大経済圏構想「一带一路」の出発地点でもあるため、全世界輸出の観点からもメリットがある。「One Asia Lawyers」は中国・深センに駐在員事務所を設置し、大湾区プラクティスチームを今年 5 月に立ち上げた。

大型の内需を抱える米国、日本、インドなどにとっても、最低法人税率の設定は有利に働き、日系企業の回帰投資の傾向が強まる可能性がある。他方、国内の内需の魅力が小さいシンガポールや香港は、特定分野に特化した規制緩和、インフラ、人材等、税制恩典以外の魅力をどう打ち出していくかが重要になるが、厳しい状況が継

中小企業を支える公的機関の

## 無料経営相談をご活用ください!



(公財) 東京都中小企業振興公社タイ事務所

●まずは以下のいずれかの方法で、  
お気軽にお問い合わせください。

現地に精通した、経験豊かな相談員が、現地商習慣、法規制、税務・会計、法務に係る相談などに無料で対応します。都外企業やタイ企業にもご利用頂いております。

相談時間 平日 13:00～17:00 (祝祭日、年末年始を除く)

相談日程 曜日により相談内容が異なりますのでお問い合わせください。

●無料経営相談以外にも、お気軽にご相談ください。

マッチング支援

商談ルーム提供

現地情報提供



WEBサイト <https://www.topics.tho.tokyo-trade-center.or.jp/contact/> | 電話 +66(0)2-611-2641 | メール thai-branch@tokyo-kosha.or.jp